

内閣参質一四七第二四号

平成十二年六月九日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員清水澄子君提出日朝国交正常化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員清水澄子君提出日朝国交正常化に関する質問に対する答弁書

一について

平成七年十月十三日の衆議院予算委員会において、村山内閣総理大臣が答弁したとおりである。

二について

平成七年十月十三日の衆議院予算委員会において、林政府委員が答弁したとおりである。

三について

韓国併合ニ関スル条約（明治四十三年条約第四号）は、大韓民国が独立した時に失効し、その他の千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結された条約及び協定は、各条約及び協定に規定する条件の成就等により、又は韓国併合ニ関スル条約の発効に伴い失効したと解している。